

動物由来感染症に気をつけましょう！

動物由来感染症とは・・・

動物から人に感染する病気の総称です。人間も動物も重症になるもの、動物は無症状で人間が重症になるもの、人間は軽症でも動物は重症になる病気など様々なものがあります。

動物由来感染症の一例



- ・ 狂犬病
- ・ パスツレラ症
- ・ 回虫症
- ・ エキノコックス症
- …など



- ・ ネコひっかき病
- ・ トキソプラズマ症
- ・ Q熱
- ・ 狂犬病
- …など



- ・ オウム病
- ・ 鳥インフルエンザ
- …など



- ・ サルモネラ症
- …など

日常ではこんなことに注意しましょう！

● 過剰なふれあいは控えましょう

口移しでえさを与えるなど、濃厚に接触することはやめましょう。動物の口の中やツメには、細菌やウイルスがいることがあります。

● 動物に触ったら、必ず手を洗いましょう

動物に触った後は必ず石けんなどで手を洗いましょう。動物のだ液や体に病原体がいることがあります。

● 動物の身の回りは清潔にしましょう

動物の小屋やオリはこまめに掃除や消毒をしましょう。また、動物の体は清潔にしておきましょう。

● 糞尿はすみやかに処理しましょう

動物の糞や尿にも病原体がいることがあります。糞尿に直接触れないように気をつけ、早く処理しましょう。

○ 動物由来感染症の中には、**Q熱**や**オウム病**のように、かぜやインフルエンザに似た症状が出るものもあります。からだに不調を感じたら、**早めに医療機関を受診**しましょう。その際、**動物の飼育状況についても医師に説明**しましょう。

○ 動物由来感染症を予防するために、**ペットの健康状態にも気を配り**ましょう。飼育方法や、動物の病気については、**ペットショップや動物病院に相談**しましょう。

～動物由来感染症の代表～

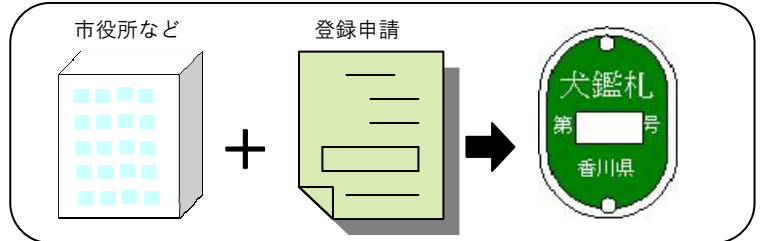
狂犬病を知っていますか？

狂犬病は、**人を含めた、犬以外の動物も感染**し、**発症した場合の死亡率はほぼ100%**の恐ろしい病気です。現在、日本国内では発生していませんが、**世界の多くの地域で発生**が認められ、**毎年3～5万人の方が亡くなっています**。

人の狂犬病の多くは、狂犬病にかかった犬に噛まれることによって感染しています。**人の生命を守るため**、日本では「狂犬病予防法」という法律で、犬の飼い主に次のことが義務付けられています。

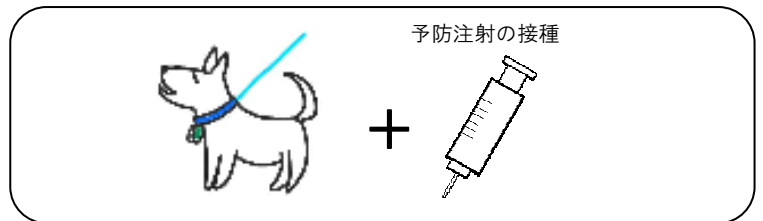
●犬の登録●

お住まいの市町に、飼い犬の登録をしてください。登録すると「鑑札」が交付されます。



●狂犬病予防注射の接種●

毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください。注射は、市町の集合注射（4～6月ごろ）または最寄の動物病院で受けてください。



集合注射では、予防注射の接種後「狂犬病予防注射済票」が交付されます。



動物病院で予防注射を受けた場合には、お住まいの市町の市役所・町役場で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きをしてください。

●「鑑札」と「注射済票」の装着●

交付された「鑑札」と「注射済票」は、犬の首輪など見やすいところに着けてください。



**登録と予防注射で
狂犬病を防ごう！**

※ 犬の登録申請書の一例

登録年度および登録番号						
※	年度 第 号					
年 月 日						
市・町長						
所有者 住所						
氏名 印						
法人にあっては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名						
犬 の 登 録 申 請 書						
次のとおり犬の登録について、狂犬病予防法第4条第1項の規定により申請します。						
犬の所在地						
犬の種類等	種類	生年月	毛色	性別	名	その他の特徴
備考						
1 ※印の欄は、記入しないでください。						
2 所有者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。						